告 示

埼玉県告示第七百二十七号

次のとおり公告する 一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 司

農用地利用配分計画の概要

小澤長雄	大野益伸	荒井	1 機械化センタ	植 竹 一寿	アーム 株式会社満洲フ	社	原営農	氏名又は名称	信借権の 設定
十五番地町大字水房二百二埼玉県比企郡滑川	十八番地一町大字中尾三百四埼玉県比企郡滑川	番地町大字中尾八百十埼玉県比企郡滑川	地扇千五百七十番埼玉県幸手市大字	番地馬八百五十五埼玉県幸手市大字	一脚折百十五番地埼玉県鶴ヶ島市大	号工目十三番二十三東京都港区芝浦四	七二千八十七番地埼玉県熊谷市小江	住	設定等を受ける者
四筆六百十一番一ほかが五十一番一ほかっている。	二筆 六百十六番七ほか 町大字中尾字新五 町大字中尾字新五	五百五十五番四町大字中尾字下田	四十六筆 百二十四番一ほか神扇字平須賀前五	七筆十三番一ほか二十上吉羽字北六百六十三番一ほか二十	二番ほか二十筆成願寺字北殿六十	番一ほか五十六筆神戸字西七百十八埼玉県羽生市大字	十二筆七番一ほか四百二字下板井八百五十寄玉県熊谷市板井	所 在 地	賃借権の設定等な
五、四七九	一、四九六	1, 1110	六七、七〇三	三一、九六六	一六、七一一	三九、八六二	四四五、四八一	メートル)面積(平方	設定等を受ける土地

三、六七二	筆五百九十番ほか三町大字中尾字新五	四番地二十八町大字中尾八百十場玉県比企郡滑川	要三	平澤
一、二九二	六百二十二番一 町大字中尾字新五	十八番地 十八番地 古三 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	三男	根岸
一、一〇六	か二筆 五百三十九番一ほ 五百三十九番一ほ	番地二町大字伊古八十六時玉県比企郡滑川	=======================================	西澤
一 〇 五 三	十二筆 五百四十一番ほか 野大字中尾字下田	七番地三七番地三十五十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	幸 夫	髙柳
一五六	前八百十五番三町大字水房字天神	十番地 古玉 田大字中尾七百五 田大字中尾七百五	宗次	齋藤
五、 五 三 七	か八筆 五百四十七番一ほ 町大字中尾字下田	十番地	春 生	北堀
= ;	か二筆 五百三十六番一ほ 町大字中尾字下田	一番地町大字中尾九百十	高茂	北堀
一、五四三	か二筆 五百五十一番一ほ 五百五十一番一ほ が二第 が二第	二番地町大字中尾千七十	勝 利	北堀
四、三二一	か六筆 五百五十三番六ほ 五百五十三番六ほ の大字中尾字下田	五番地町大字中尾千四十	廣	北堀
一、二五二	五百五十六番三町大字中尾字下田埼玉県比企郡滑川	十六番地 町大字中尾七百八 埼玉県比企郡滑川	昌治	小髙
八六九	五百五十五番五町大字中尾字下田	十三番地町大字中尾七百九埼玉県比企郡滑川	隆司	小髙
四、三四六	か四筆 五百五十六番四ほ 五百五十六番四ほ	十六番地一	定 男	小髙

平成二十七年六月十一日認可年月日

山下	藤井	藤井	福島	福 島
夫	芳男	利男	造	幸 治
十九番地一町大字中尾三百九時玉県比企郡滑川	十九番地 一	地二町大字中尾千三番町大字中尾千三番	七番地五町大字中尾九百十	十六番地町大字中尾八百七
か二筆五百八十七番一ほ町大字中尾字新五	八筆 五百四十番一ほか 町大字中尾字下田 町大字中尾字下田	か五筆 五百四十九番六ほ 町大字中尾字下田	か一筆六百二十一番一ほが玉県比企郡滑川	十一筆 五百九十一番ほか 野大字中尾字新五 で表示。
二、一三八	四、五五一	九 一二	八六三	一 〇 五 一 一